

森林整備保全事業計画(案)に対する意見及び当該意見の処理の結果

処理結果の区分

- 1: 既に原文に含まれていると考えられるため、修文に至らなかったもの (19項目)
- 2: 意見を踏まえ修正するもの (6項目)
- 3: その他、今後の検討の参考等 (5項目)

| No. | 該当箇所 | 提出意見 | 処理の結果 | 処理の理由等 |
|-----|---|--|-------|---|
| 1 | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題 (国土強靱化への対応) | 2ページの14行目「東日本大震災」は「東北地方太平洋沖地震」のほうがよい。震災というと地震だけでなく原発事故も含まれるから。 | 1 | 東北地方太平洋沖地震の際には、地震による津波により海岸防災林が大きな被害を受けていること、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林への影響もあることから、「東日本大震災」としております。そのため原案どおりとさせていただきます。 |
| 2 | 第2 事業の実施の目標及び事業量等 | 4ページの4行目「事業量等」は「成果指標等」のほうがよい。 | 1 | 森林法第4条第6項において、「森林整備保全事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。」とされていることから、これに成果指標等も含めて、「第2 事業の実施の目標及び事業量等」としています。そのため、原案どおりとさせていただきます。 |
| 3 | 第2 事業の実施の目標及び事業量等 2 事業の成果指標及び事業量 (1)安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与 (飛砂害、風害、潮害等の防備) | 5ページの6行目「など」は「等」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 | 2 | 御指摘のとおり修正します。 |
| 4 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (森林施業の集約化) | 9ページの22行「所有者及びその境界」は「所有者及び境界」のほうがよい。 | 1 | 所有者にかかる境界であることから、「その境界」としております。そのため原案どおりとさせていただきます。 |
| 5 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (新たな技術の活用推進) | 10ページの6行目「新たな技術」と、同9行目「新技術」との違いは何か？ | 2 | 特に違いはないため「新たな技術」の記載に統一いたします。 |
| 6 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 5 生物多様性の保全やネイチャーポイントへの配慮 | 10ページの最下りの1行上「など」は「等」のほうがよい。前後の箇所の例と同様に。 | 2 | 御指摘のとおり修正します。 |
| 7 | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題 | シカによる森林の下層植生の食害が深刻となり、その結果、土壌の浸食・流出が進み、溪流・河川の河道への土砂の堆積が多くなりつつあります。このような現象から防災・減災に影響を及ぼす危険性が高くなりつつあるという課題について、『気候変動に伴う豪雨の増加等』の『等』で表すことなく、明確に記載すべきと考えます。 なお、国の他の計画の指針となり、国土強靱化に関するアンブレラ計画として位置付けられる国土強靱化基本計画にも『ニホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害等を防止し、健全な森林生態系を保全するため、適正な鳥獣保護管理を推進する。』する旨が記載されており、主要な課題として認識すべきと考えます。 | 1 | 当該箇所は森林の整備及び保全に当たり配慮すべき事項を包括的に記載しているものですが、御指摘のありましたシカ等による森林被害の防止については「第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (鳥獣害の防止)」に「シカ等野生鳥獣による森林被害を防止するため、関係機関や地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣害対策を徹底した上で、森林の整備及び保全を推進する。」と記載しているところであり、ご提案の趣旨は踏まえているものと考えています。そのため、原案どおりとさせていただきます。 |
| 8 | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題 (国土強靱化への対応) | 上記1と同様な考えから、この『(国土強靱化への対応)』中の『これらを踏まえ、』以下の文書中に、シカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う対策の考え方を記載すべきと考えます。 | 1 | 当該箇所は森林の整備及び保全に係る国土強靱化施策を包括的に記載しているものですが、御指摘のありましたシカ等による森林被害の防止については「第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (鳥獣害の防止)」に「シカ等野生鳥獣による森林被害を防止するため、関係機関や地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣害対策を徹底した上で、森林の整備及び保全を推進する。」と記載しているところであり、御提案の趣旨は踏まえているものと考えています。そのため、原案どおりとさせていただきます。 |

| No. | 該当箇所 | 提出意見 | 処理の結果 | 処理の理由等 |
|-----|---|--|-------|---|
| 9 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 2 国土強靱じん化に向けたソフト施策との連携等 | 林野庁で行うシカ捕獲は主に植林地を対象に行われているため、第3、3の『事業の効率的な実施』中に『(鳥獣害の防止)』として項をたて、実施内容を記載するのは当然ですが、植林地以外の多くの(森林)生態系被害に対するシカ捕獲対策は、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業、及び鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が主に行う有害鳥獣捕獲事業で行われています。 シカ等による下層植生の衰退や裸地化の防止に貢献するシカ捕獲の実施がソフト施策に位置付けられるものであるならば、この2中に、シカ捕獲に関し、これらの2つの事業との連携を記載すべきと考えます。 | 1 | シカ等による森林被害の防止については「第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (鳥獣害の防止)」に「シカ等野生鳥獣による森林被害を防止するため、関係機関や地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣害対策を徹底した上で、森林の整備及び保全を推進する。」と包括的に記載しているところであり、御提案の趣旨は踏まえているものと考えています。 |
| 10 | その他 | 熊の駆除に反対です。 豊かな水源を持つ森を未来に残すために、国としての独立を守るため、熊の生息地を奪わないでください。 動物が生き残るために、環境を守ること、再エネ開発には反対です。 | 1 | 野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備については「第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (鳥獣害の防止)」や「5 生物多様性の保全やネイチャーポジティブへの配慮」に記載しているところであり、御提案の趣旨は踏まえているものと考えています。 |
| 11 | その他 | 森林の整備及び保全を適切に実施と災害に強い森林づくりを推進には大いに同意しますが花粉発生源のスギ等の人工林の伐採の加速化を図る、50年生を超える人工林の活用については慎重になって頂きたい。 2018.5月 森林経営管理法で自治体が森林の管理状況をチェックし、管理する気がないとみなされたら市町村や知事の決定があれば、所有者の意思関係なく、民間企業委託で伐採可能になったと聞く 大量の杉は確かに伐採期を迎えるが、樹齢に合わせて順番に少しずつ切らねば森が維持出来ない整備する気がないからではなく、50年、100年単位の森林計画を立ててるからこそ切らない所有者もある 現在樹齢110年の杉はあと半世紀育てれば大館の曲げわっぱの高級木材になる 森林伐採費を国が補填して、民間企業に価値ある材木を安く提供するなんてあってはならない 先人のしてきた様に、必要な材木を間伐しながら森を整備する目的を第一優先し、日本の財産曲げわっぱを守って下さい！！ | 1 | 本計画においては、花粉発生源対策として花粉の少ない苗木への植替えを進めていくとともに、森林資源を活かした地域づくりの推進の観点から、47都道府県において森林資源の保続を確保しつつ積極的に利用することも成果指標としております。また、森林の多面的機能の高度発揮を図るため重複した機能に留意しつつ、長伐期も含めた多様な森林づくりを推進することとしており、御指摘の趣旨は踏まえているものと考えています。 なお、森林経営管理制度は、市町村が森林所有者に意向調査を行った上で、所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が所有者から森林の経営管理の委託を受けるものです。 本制度においては、所有者からの同意が取得できない森林について、市町村に経営管理の権利を設定する特例も設けられていますが、これは、長期間の施業が行われていない森林について、意向の聴取や勧告等を経てもなお森林所有者の意思表示がない場合などにおいて、森林の多面的機能を発揮させるためにやむを得ず、市町村が管理を行う必要がある場合に限って措置するものです。森林所有者の施業の意向を無視して、権利を設定するものではありません。 |
| 12 | その他 | 能登半島地震など災害が多発しています。国を守るためには森林がとても重要ですから、そのための計画としてしっかり実行してください。 | 3 | 計画の内容をわかりやすく示すパンフレットを作成して進捗を示すとともに、本計画を踏まえた森林整備、治山事業が着実に実施されるよう努めてまいります。 |
| 13 | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 1 森林の果たしている役割 | 原文：森林は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献も求められており、これら森林の有する多面的機能(注1)に対する国民の期待が高まっている。 加筆意見：森林は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献も求められており、また、昆明・モントリオール生物多様性枠組でも「2030年までに陸域の30%の効果的な保全管理(30by30)する」など、これら森林の有する多面的機能(注1)に対する国民の期待が高まっている。 (理由) 計画の背景を語る文章の中に、国際的なバックグラウンドが語られるのは重要なですが、気候変動枠組み条約のパリ協定が記載されるなら、生物多様性条約の中の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」について記載すべきです。(2022年COP15での決定なので前計画以降の重要な国際的な合意事項) | 1 | 森林整備保全事業計画は、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、公共事業である森林整備事業及び治山事業の実施の目標や事業量等を定めるものです。 そのため、目標達成に向けて具体的な森林吸収量を掲げている、パリ協定については、本計画に明示的に記載しております。 昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成に向けては、森林の果たす役割も重要である一方、その達成に向けた森林整備保全事業の事業量やそれに対する成果指標を定めることが難しいことから、「第3 事業実施に当たっての留意事項 5 生物多様性の保全やネイチャーポジティブへの配慮」等、配慮事項として記載しており、本計画においては、具体的な目標のあるパリ協定と異なる位置づけとしております。 御指摘いただいた趣旨についても、「第3 事業実施に当たっての留意事項 5 生物多様性の保全やネイチャーポジティブへの配慮」において踏まえているものと考えており、原案どおりとさせていただきます。 |
| 14 | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題 (充実した森林資源の循環利用) | 原文:計画的に再造成を行い、森林の有する多面的機能の発揮を図ることが重要な課題となっている。 上記の後に以下加筆:重要な課題となっており、木材の需要者が関心を広げている。 (理由) 企業の環境的指向にもとづいて木材の利用が進んでおり、当該木材を供給したあとの再造林などに関心が広がっています | 1 | 多面的機能の発揮について一部の木材の需要者へも関心が広がっていることは事実ですが、本項では主体に関わらず一般論として森林の整備及び保全の課題を記載しているところであり、原案どおりとさせていただきます。 |

| No. | 該当箇所 | 提出意見 | 処理の結果 | 処理の理由等 |
|-----|--|--|-------|---|
| 15 | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題 (山村地域の活力創造) | 原文:都市と山村との交流促進、自伐林家をはじめとする地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用を進めること等を通じて 加筆意見:都市と山村との交流促進、自伐林家をはじめとする地域住民やNPO、川下の木材需要者等の多様な主体による森林資源の利活用を進めること等を通じて (理由)企業の環境的指向にもとづいて木材の利用が進んでおり、当該木材を供給したあとの再造林などに関心が広がっています | 1 | 当該箇所における「自伐林家をはじめとする地域住民やNPO」については、多様な主体の例示であり、木材需要者については特に地域住民と重複することから、原案どおりとさせていただきます。 |
| 16 | 第2 事業の実施の目標及び事業量等 3 事業分野別の取組 (1) 森林整備事業 (発揮を期待する機能に応じた多様な森林づくり) | 原文:これらの取組が円滑に行われるようにするため、造林の省力化と低コスト化を図る 加筆意見:これらの取組が円滑に行われるようにするため、造林の省力化と低コスト化を図るとともに、クリーンウッド法などと関連させ消費者との連携を図る (理由) 再造林の話は重要であり、これを円滑にすすめるため、消費者との連携など多面的な管理が必要です | 1 | クリーンウッド法は木材関連事業者に取り扱う木材の合法性確認を義務付けることで、違法伐採対策の取組を強化することを目的としているものです。育成単層林における適切な伐採、再造林、間伐等の円滑な推進とは趣旨が異なるため、原案どおりとさせていただきます。 なお、再造林を含む森林整備及び保全の制度やその意義について国民の理解を深めることは重要であることから、「第3 事業実施に当たっての留意事項 6その他事業実施に必要な留意事項 (2)多様な主体の参加の促進」において、下流の都市住民、企業、NPO等の多様な主体の参画による森林の整備及び保全活動を一層進めていくこととしており、御指摘の趣旨は踏まえているものと考えおり、原案どおりとさせていただきます。 |
| 17 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (国民の理解と関心の向上) | 原文:制度や事業についての森林所有者や地域住民等への広報等に努める。 加筆意見:制度や事業についての森林所有者や地域住民、都市住民・木材の消費者等への広報等に努める。 (理由) 事業の効果的な実施の中で、国民の理解と関心の向上は重要な事項であり、その対象は、所有者や地域住民だけでなく、広く木材の利用者など、広く市民国民を多少とすべきである | 1 | 当該箇所における「森林所有者や地域住民」については、広報等の対象の例示であり、都市住民・木材の消費者については特に地域住民と重複することから、原案どおりとさせていただきます。 |
| 18 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (森林資源の有効活用) | 原文:中高層建築物や非住宅分野、再生可能エネルギー等の多様な分野において、間伐材等の利用促進に取り組み、効果的かつ円滑な森林の整備及び保全の実施に努める。 加筆意見:中高層建築物や非住宅分野、再生可能エネルギー等の多様な分野において、間伐材等の利用促進に取り組みとともに、ユーザーとの森づくりの連携をはかるなど、効果的かつ円滑な森林の整備及び保全の実施に努める。 (理由) 企業の環境的指向にもとづいて木材の利用が進んでおり、当該木材を供給したあとの再造林などに関心が広がっています 再造林の話は重要であり、これを円滑にすすめるため、消費者との連携など多面的な管理が必要です | 1 | 森林整備保全事業に係る多様な主体との連携の促進については、「第3 事業実施に当たっての留意事項 6 その他事業実施に必要な留意事項 (2)多様な主体の参加の促進」において、自発的な取組による森林の整備及び保全を推進する旨を記載しております。 御指摘の趣旨は踏まえているものと考えており、原案どおりとさせていただきます。 |
| 19 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 5 生物多様性の保全やネイチャーポイントへの配慮 | 原文:特に、溪畔林や海岸防災林等における事業実施に当たっては、その特性を踏まえ、関係者のコンセンサスの醸成を図りながら、生物多様性の保全と国土の保全等との両立を目指し、必要な対策を講じるよう努める。 加筆意見:特に、溪畔林や海岸防災林等における事業実施に当たっては、その特性を踏まえ、関係者のコンセンサスの醸成を図りながら、生物多様性の保全と国土の保全等との両立を目指し、30by30の自然共生サイトへの認定など必要な対策を講じるよう努める。 (理由) 30by30の実現に向けて、その対象領域となる自然共生サイトの認定作業などがすすんでおり、国際的な枠組みを視野に入れた取組が必要です | 2 | 御指摘を踏まえ、以下のように修正します。 (本文) 5 生物多様性の保全やネイチャーポイントへの配慮 森林の整備及び保全の事業実施に当たっては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で定められている「30by30」目標等を踏まえ、生物多様性保全やネイチャーポイントの観点から、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等地域の特性に応じた踏まえ、関係者のコンセンサスの醸成を図りながら、複層林化や長伐期化等による多様で健全な森林への誘導を図る。 |
| 20 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 6 その他事業実施に必要な留意事項 (2) 多様な主体の参加の促進 | 原文:民間主導の「森林づくり全国推進会議」との連携や 加筆意見:民間主導の「森林づくり全国推進会議」などとの連携や (理由) 民間の環境志向に関連して森づくりへの関心が広がっており森林づくり全国し維新会議は重要な動きですが、そのほかに、連携の可能性のある動向は、(一社)プラチナ構想ネットワーク(「ビジョン2050 日本が輝く、森林循環経済」の公表一)、ウッドチェンジネットワークなど多様に展開される可能性があります | 2 | 御指摘を受けて「民間主導の「森林づくり全国推進会議」等との連携や」に修正します。 |
| 21 | その他 | 森林破壊の主因ともいえる、大規模ソーラーや風力発電について、まったく触れていないのは、本気で森林を保全しようと考えていないのでしょうか？ カーボンニュートラル等のお題目を唱えれば、森林を破壊する再エネを推進して森林を破壊しても構わないということにはならないでしょう。 | 3 | 森林整備保全事業計画は、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、公共事業である森林整備事業及び治山事業の実施の目標や事業量等を定めるものであり、林地の開発の際の森林の土地の保全に関しては本計画の上位計画にあたる全国森林計画において記載しております。 |

| No. | 該当箇所 | 提出意見 | 処理の結果 | 処理の理由等 |
|-----|---|---|-------|---|
| 22 | その他 | そもそも森や里山に育まれて私たちは何世代も生きてきました。私たちが山を管理するのではなく、いかに母なる山々を怒らせないように生活させていただくかという視点が大事です。根本から間違っている！ | 3 | 森林整備保全事業計画は、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、公共事業である森林整備事業及び治山事業の実施の目標や事業量等を定めるものであり、いただいた御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 23 | その他 | 国土の森林において相当の割合を占めている人工林に対する、森林整備保全の観点による木目細かい考察や提言があればと思いました。 人工林における、低調な伐採により増え続ける蓄積と若い木々の相対的な減少、間伐等伐採木の取り出し不全による大量の林地残材、間伐未実施による森林の変質、山林所有者や経営者の高齢化や離職等による放置、木種編植による花粉大量放出等、これらは環境にも人々の生活にも悪影響を及ぼす焦眉の事態と思えます。この問題に対する具体的な解決策の提案を期待します。 建築資材や木工製品の材料となるとして、その資源創出を見込んで人工林が開発されてきたと思います。しかし輸入木材に押され、国産木材が売れなくなり、その事業は崩壊寸前と見えます。それらの問題を抱える人工林においては、経営の破綻が予測されるものもあると思います。それに対して国はどう対処するのか、そのビジョンがあればと思いました。 例えば、経営が破綻した人工林の国による買い上げと健全な自然林への復元事業というアイデアはどうでしょうか。 売れなくなった木材をどうするのか。本来は製材にすることを目的に切り出した素材木材を、燃料として活用するという視点が今後求められるのではないのでしょうか。薪として、更にチップ化、ペレット化、炭化、BTL、メタン化等を駆使して、木材をエネルギー資源として捉える視点が求められるのではないのでしょうか。そしてそのために切り出した分については新たに植林し、次の世代の木材を育てるという循環の構築が肝要と思います。 今日、石炭等化石燃料を使用する火力発電のあり方について世界的な論議が巻き起こっています。例えば火力発電所の燃料を木材由来の燃料に転換するというアイデアはどうでしょうか。エネルギーの地産地消、カーボンニュートラル実現にも寄与するのではないかと思います。 加えて、昨今の日本の太陽光発電導入増大が目を見張りますが、太陽光発電施設・メガソーラー設置のために森林伐採が進んでいることも気になります。これについての言及や考察があればと思いました。 | 3 | 森林整備保全事業計画は、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、公共事業である森林整備事業及び治山事業の実施の目標や事業量等を定めるものであり、いただいた御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、日本の森林や林業・木材産業に関する施策の基本的な方針については、本計画の上位計画に位置する森林・林業基本計画において記載しているところです。 |
| 24 | その他 | 森林環境税と森林環境譲与税に関連した記述がないのが気になりました。 令和六年から森林環境税の徴収が始まり、それがどのように活用されるのかに関心が向きます。しかしながら各市町村のこれまでの森林環境譲与税の用途等を概観するに、それを受ける市町村の多くは、戸惑いの中での受領とも感じます。私が住む自治体では、若干の額を林道の補修等に支出した以外は基金に積み立てという運用で、具体的に何に使うという方針やビジョン等は定まっていらないように感じます。 せっかくの財源を得たわけですから、これを森林整備保全の観点による国のイニシアチブを発揮して、目指す方向への誘導をしていただければとも思います。 | 3 | 森林整備保全事業計画は、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、公共事業である森林整備事業及び治山事業の実施の目標や事業量等を定めるものであり、いただいた御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に定められた用途(森林整備及び人材育成、木材利用、普及啓発等の森林整備の促進)の範囲内で、市町村等の判断により幅広い事業に活用可能な財源であり、国としても森林環境譲与税の有効な活用により、森林整備が一層進むよう、全国の様々な優良事例の収集・共有や研修等による体制強化等により、市町村等の支援に取り組んでいます。 |
| 25 | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 1 森林の果たしている役割 | 本計画における「多面的機能」と「森林の有する公益的機能」の説明文であるが、本文に示された森林における各機能の表現と注書きに示された機能の表現が異なっており、かえって分かり難くなっている。具体的には「山地災害機能／土壌保全」は「国土の保全」へ、「保健・レクリエーション」及び「文化」は「公衆の保健」へ、「生物多様性保全」は「自然環境の保全」へ、「木材等生産」は「林産物の供給」へそれぞれ書き改められている。本文に記された機能の表現に統一すべきではないか。 | 1 | 注釈の公益的機能の説明は、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)に基づくもので公益的機能と多面的機能が木材生産機能の有無によって区別されることを説明したものです。 森林整備保全事業計画は、公共事業である森林整備事業及び治山事業の実施の目標や事業量等を定めるものであり、本文中における機能の記載は全国森林計画の類型を参考に記載しています。 |
| 26 | 第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題 (充実した森林資源の循環利用) | 「計画的に再造成を行い」とあるが、本計画の他の記述箇所や森林・林業基本計画では「再造林」と記されており、ここでも「計画的に再造林を行い」が適切ではないか。 | 1 | 御指摘いただいた箇所については、森林資源の計画的な利用と再造成について示す箇所であるため、原案どおりとさせていただきます。 |
| 27 | 第2 事業の実施の目標及び事業量等 2 事業の成果指標及び事業量 (3) 森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与 (持続的な森林経営の推進) | 「令和20年度時点の誘導の進捗率を100%として35%まで進捗させる。」では意図するところが不明であり、「本計画の期末には35%まで」と補足すべきではないか。 | 2 | 御指摘を受けて、「令和20年度時点の誘導の進捗率を100%として計画期末に35%まで進捗させる。」に修正します。 |

| No. | 該当箇所 | 提出意見 | 処理の結果 | 処理の理由等 |
|-----|--|--|-------|---|
| 28 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 5 生物多様性の保全やネイチャーポジティブへの配慮 | ネイチャーポジティブに向けた2030年世界目標として、昆明・モントリオール生物多様性枠組の2030年グローバルターゲットのターゲット10では、農林漁業の持続可能な管理が挙げられている。今回の「森林整備保全事業計画(案)」では、“生物多様性の保全やネイチャーポジティブへの配慮”は“第3 事業実施に当たっての留意事項”の中に位置づけられているが、森林整備や保全はネイチャーポジティブに貢献するものであるという積極的な意味合いを明確にした上で、具体的な施策においては留意すべき点があるという構成にするべきであり、留意事項に記載するのではなく、「第2の2(3)森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与」に入れ込むべきではないか。 | 1 | 全ての森林は、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であり、特定事業の成果として位置づけるのではなく、森林の整備及び保全の全体を通じて達成すべき課題と認識しております。このため、森林整備保全事業計画においては、「第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題」において、国民の多様なニーズとして生物多様性保全を、「第2 事業の実施の目標及び事業量等 3 事業分野別の取組 (1)森林整備事業」において多様な森林づくりを推進により発揮を期待する機能として生物多様性保全機能を、それぞれ位置づけるとともに、御指摘の第3の5より具体的な事項を記載することとしており、御提案の趣旨は踏まえているものと考えています。 |
| 29 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (鳥獣害の防止) | 生物多様性保全をもっと重視してほしい 鳥獣害対策を徹底した上で、森林の整備及び保全を推進する。 また、地域の実情を踏まえ、野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。 ⇒ 野生動物の生息範囲をもっと広げられるよう計画してほしい 人間の居住地と野生動物の居住地を分けて、お互い干渉しないようにしないと、害獣の駆除ばかりでは非人道的です。 人間は市の中心地など、もっとまとまって住み、廃村地や過疎地は時間がかかってもいいので自然に返して、動物の居住地とすべく整備してほしい | 1 | 野生動物の生息環境や生物多様性の保全については「第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (鳥獣害の防止)」や「5 生物多様性の保全やネイチャーポジティブへの配慮」に記載しているところであり、御提案の趣旨は踏まえているものと考えています。 |
| 30 | 第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (新たな技術の活用推進) | ここに、「新しい器具を用いた効率的な作業法の確立」を加えた方が良いのではないかと考える。 能登半島地震の際に、救助に用いられるような作業工具等について探すために動画サイトを見たのであるが、「ハイジャッキ」「チェンブロック」(※商標に引っかかっているものがあるかもしれない。)や組立式の鉄パイプ製土台などを使い、少人数(最低一人から)で相当に大きな力を出せるようなやり方で、これまでは行えなかったような、竹や切株の除去などが行えるようになっている事を知ったので、そのように考える。 他にも、ドリル・インパクトドリルを用いて用いるクサビや、ジャッキ・空気圧ジャッキなどで、また日々進歩している他電動チェーンソー等の電動工具で、少人数で相当に大きな作業能力を出せるような、またこれまでよりも安全なやり方で、少ない投資で、かつ小回りが利くような形で、林業の作業の改善が行えていくのではないかと考えるのであるが、そのような、新しい器具を用いての効率的な作業法について、林野庁・農林水産省が研究を行い、また研究を助成し、開発を推進していくと、良いのではないかと考える。 | 1 | 「第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (新たな技術の活用推進)」において、事業の効率的な実施の観点から、新たな技術の活用を推進する旨記載しているところであり、御提案の趣旨は踏まえているものと考えています。 |